

全国港湾 Fax 通信

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾24FAX第26号
(宛先)	2024年11月13日
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

11/8 労使政策委員会の討議経過について

(本文)

標記について、下記の通り報告する。

記

1. 日 時 2024年11月8日(金) 10時00分～11時55分
2. 場 所 港運会館(新橋)地下会議室
3. 出席者 全国港湾：竹内、松永、鈴木(誠)、岡部、石橋、遠藤、玉田、鈴木(誠)、
德里、吉岡、古澤、光部、園田、佐竹、中辻、高島、
港運同盟：足立会長 他5人
日 港 協：久保経営労働委員長 他

4. 24年度年末年始例外荷役に係る討議経過

- (1) 日港協より、前回(10月28日)に船社からの「年末年始の例外荷役」の要請についての回答を経営労働委員会側で意見を取りまとめ、最終の考えを伝えたいとして、急遽ご参集いただいたとあった。そして、これまでの双方の考え方を以下の通り整理した。
 - ① 組合側から24春闘要求で24年度より年末年始例外荷役を実施せず、不稼働日・完全休日とすることを要求されていた。このことは、若年労働者の待遇改善、人員不足の一助となるとの組合の主張は理解する。
 - ② しかしながら、日港協としては「年末年始の例外荷役」は従来通りの荷役を要請した。それは、港湾が年末年始を休むことの社会的影響が大きいとみているからである。
 - ③ 組合からは、せめて、12月31日と1月2日を休み、1月3日と4日の出勤者については、年末年始の出勤した労働者に500%の割増しを支払うようとの回答も聞かせてもらった。
 - ④ 日港協としては組合の主張はハードルが高く、歩み寄りをお願いした。
- (2) 上記の議論をふまえて、またスエズ運河とパナマ運河が航行に制限があり、航行日数(船定)が世界的に伸びており、船社への回答期限が迫っている。そのうえで、最終的な方向性を決断したいとして、以下の回答を行った。
 - ① 本年(24年末・25年始)の例外荷役については、止む無く4日とも不稼働とする。
 - ② ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区(港)労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。
 - ③ 上記の回答については、日港協は労側の考えを全面的に受け入れたものでないこと

をあらためて申し添えておく。

- (3) この考えをもとに、日港協から本日中に議事確認を取り交わしたいとして次の考え方を提示した。
- ① 組合の主張は、理解できるが、港湾の社会的使命は大きく、「年末年始の例外荷役」の再開に向けては強いこだわりを持っている。例外荷役の復活については、協議を続けていきたい。
 - ② 特に、1月4日の平日化については、日港協の会員店社はこだわりを持っていて、再開の協議を強く持っていることを伝えておく。
 - ③ 日港協の正副長会議が11月13日にあり、承認を経て、プレス発表と船社側に伝えるので、公表は、その後としたい。
- (4) 組合側は、重大な考えを述べられたとして受け止め、内部論議をするため、一旦休憩を行った。
- (5) 再開後、組合側から日港協の考えは、基本的に同じ考え方として、掘り下げた回答を求めた。
- ① 「年末年始の4日間（12/31・1/2～4）は不稼働とする。ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区（港）労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。」については、組合として対応したい。基本的には、各地区で悪ノリがないよう周知・徹底を図ってほしい。各地区で各々の事情を勘案して確認事項を確認してほしい。
 - ② 「年末年始の例外荷役」の復活協議は、労働環境整備の在り方を含めてなら応じる。1月4日の平日化については、継続協議で応じる。
 - ③ ライフライン関連など緊急貨物に係る作業でやむをえず出勤した人は、従来通りの内容を踏襲してほしい。
 - ④ 13日以降の公表は了承する。
 - ⑤ 混乱を避けるため、組合内部の周知徹底の指示文書を発出するので了承願いたい。
- (6) そして、議事確認の文章内容を事務折衝を繰り返し行った結果、（仮）24年度年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認を取り交わした。

以上

〈添付〉（仮）24年度年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認